

**豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る  
持ち回り審議のガイドライン**

## 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る 持ち回り審議のガイドライン

### 1. 趣旨

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下「フォローアップ委員会」という。フォローアップ委員会の下部組織においては「豊島処分地地下水・雨水等対策検討会」又は「豊島事業関連施設の撤去等検討会」と読み替えるものとする。）の所掌事項のうち審議すべき事項について、実施すべき時期が切迫し、次回のフォローアップ委員会での審議・決定では事業の進捗に重大な支障をきたすおそれがある場合には、持ち回り審議を行うことができるものとする。

本ガイドラインは、持ち回り審議を行う際の方法について定めるものである。

### 2. 持ち回り審議の判断

審議事項について、持ち回り審議を行うかどうかの判断は、フォローアップ委員会委員長（以下「委員長」という。フォローアップ委員会の下部組織においては「検討会座長」と読み替えるものとする。）が行う。

### 3. 持ち回り審議の方法

持ち回り審議を行う際には、以下のとおり対応するものとする。

- 1) 原則として持ち回り審議は電子メールにより行い、持ち回り審議を行う旨の通知を電話あるいは書面郵送により実施する。必要に応じて委員への訪問・説明を行う。
- 2) 審議事項について各委員に対して意見照会を行う。併せて関係者に持ち回り審議の実施と審議事項を通知する。
- 3) 各委員からの意見照会の結果等を委員長に報告し、これに委員長の意見を付して、各委員及び関係者に通知する。
- 4) 上記3)の通知に対する各委員からの意見を委員長に報告する。あわせて、関係者からの意見があれば収集して委員長に報告し、委員長の了承を得たものをフォローアップ委員会の決定事項とする。
- 5) フォローアップ委員会の決定事項について、フォローアップ委員会とその下部組織の各委員及び関係者に報告する。

### 4. 次回のフォローアップ委員会での持ち回り審議結果の報告

持ち回り審議を行ったときは、審議の経緯及び結果を次回のフォローアップ委員会に報告する。